

「認定こども園（幼保連携型を除く）の認定の要件を定める条例（案）骨子」に対するご意見を募集します。

第8次地方分権一括法の公布により、いままで千葉県が行っていた幼保連携型以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型及び地方裁量型）の認定等の事務が、平成31年4月1日に中核市である船橋市に移譲されます。

移譲にあたり、船橋市でも認定こども園（幼保連携型を除く）の認定に係る設備及び運営の要件を定める必要があり、条例を制定する準備を進めています。この条例を定めるにあたり、市民の方々から広くご意見を募集します。

1.資料の閲覧及び意見募集の期間

平成30年12月14日（金）～平成31年1月15日（火）

2.資料の閲覧場所（閲覧方法）

- ・船橋市ホームページ
- ・船橋市役所 子ども政策課（3階）・行政資料室（11階）
- ・各出張所
- ・船橋駅前総合窓口センター
- ・各子育て支援センター
- ・各児童ホーム

3.対象者（意見を提出できる方）

市内に住所を有する方、市内に通勤又は通学されている方、その他この案に関し利害関係を有する方（市内で事業を営む方など）。

次ページもあります

【パブリック・コメント実施案内】

4.意見の提出方法

別紙の意見提出様式にご記入のうえ、次のいずれかの方式で、子ども政策課へ提出してください。

1. 郵送 〒273-8501 船橋市湊町2-10-25
船橋市役所子ども政策課宛て
2. FAX 047-436-2797
3. 電子メール kodomoseisaku@city.funabashi.lg.jp
4. 持参 船橋市役所3階 子ども政策課
(月曜日から金曜日(祝休日を除く)の午前9時から午後5時)

5.問い合わせ先

子ども政策課施設整備係 TEL 047-436-2410
(月曜日から金曜日(祝休日を除く)の午前9時から午後5時)

6.留意事項

- ・意見の提出にあたっては、住所及び氏名(団体の場合は、所在地及び団体名)を必ずご記入ください。
- ・記入いただいた住所・氏名等の個人情報、この意見募集の目的以外には使用いたしません。
- ・この意見募集手続(パブリック・コメント手続)は、案件に対する具体的なご意見を収集するもので、賛否を問うものではありません。

7.提出いただいたご意見の取扱い

- ・提出いただいたご意見は、内容ごとに整理・分類したうえで、これに対する市の考えとともに後日公表いたします。
- ・個々のご意見に対して、直接・個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。
- ・意見募集結果の公表の際には、ご意見の内容以外(住所・氏名等)は公表いたしません。